

# 資料 2

平成25年度第3回震災復興推進本部会議 審議・報告

提出日：平成25年6月25日

担当部・課：総務部防災対策課〔内線 4153〕

<b>①件名</b>
高台への津波避難場所整備指針について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波（今次津波）を教訓とし、津波が来襲した場合、徒歩避難により迅速で確実に避難が可能で、できるだけ浸水の危険性が低い高台に津波避難場所として整備するもの。
<b>【目的】</b> 津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」を目指し、ハード・ソフト双方の対策を組み合わせる多重防御により、津波災害の被害を最小限にすることが重要である。 さらに、最も重要なこととして、たとえ被災したとしても絶対に人命だけは失われることがないようにする必要があることから、身近な高台に津波から避難できる津波避難場所を整備するものである。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> 石巻市地域防災計画津波災害対策編第2章第5節 避難対策 <b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第7節 災害に対する備えを充実する 3 防災意識の向上と円滑な避難体制をつくる
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
1 平成25年5月 整備計画案策定 2 平成25年5月 震災復興部協議 3 平成25年6月 町内会意見交換
<b>⑤主な内容</b>
1 高台への津波避難場所整備における基本方針 (1) 避難場所整備 ア 避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては、さらなる避難が可能となるような場所に整備する。 イ 場所により、切土や盛土、整地を行い、安全なスペースを確保する。 (2) 避難路整備 避難者が安全に歩行できるように、手摺や階段の設置を行う。 (3) 安全の確保 夜間でも安全に避難できるように、街路灯や転落防止柵などの設置を行う。 (4) 避難対象地域 津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定の設定に基づき範囲を定める。（宮城県が設定する「津波浸水想定」が未設定の段階では、東日本大震災の浸水域に基づき定める。）

(5) 避難可能エリア

避難対象地域のうち、各高台津波避難場所の避難目標地点（避難必要のない安全な地域）を起点として原則、半径500mを避難可能エリアとする。

※「津波避難のための施設整備指針（H24.3 宮城県）」での徒歩での避難可能距離として、限界距離を500mとしている。

(6) 避難想定人数と面積

避難可能エリアの人口の算出に当たっては、東日本大震災前のエリアの人口を利用することとする。また、算出した人数の方すべてが津波避難場所へ避難するとは考えないが、最大値として捉え、津波避難場所の広さを検討する。その際、㎡当たり1名として算出することとする。

※「市町村における津波避難計画策定指針（H13 消防庁）」での避難場所以面積として、㎡当たり1名としている。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

- 1 身近な高台の津波避難場所が整備されることにより、津波避難においてより迅速に避難が可能となる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

- 1 他市町村においても、地域の特徴をいかした同様の整備や、避難ビル、避難タワー等の整備が進められているもの。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

- 1 石巻市議会第2回定例会へ関連予算の補正予算要求
  - 2 平成25年8月 工事発注
  - 3 平成25年9月 住民説明会等
  - 4 平成25年10月 工事着手（平成25年度末完成予定）
- ※ 平成26年度以降についても、必要箇所を見定めて整備する。

⑨その他

- 1 整備の進め方  
本決定による整備は、高台緊急避難場所整備周辺の住民説明等を行い、地域住民の意見を聞きながら行うものとする。
- 2 整備指針の見直し  
近隣の区画整理や新たな避難路の整備等により、緊急避難場所の整備箇所等の変更若しくは追加が必要な場合には、その都度整備指針を見直すこととする。

# 高台への津波避難場所整備指針

## 1 目的

東日本大震災は、かけがえのない多くの生命や財産を一瞬のうちに奪い、本市に未曾有の被害をもたらした。津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」を目指し、ハード・ソフト双方の対策を組み合わせる多重防御により、津波災害の被害を最小限にすることが重要である。

さらに、最も重要なこととして、たとえ被災したとしても絶対に人命だけは失われることがないようにする必要があることから、身近な高台に津波から避難できる津波避難場所を整備するものである。

## 2 地域防災計画上の位置付け（津波災害対策編第2章第5節 避難対策）

平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波（今次津波）を教訓とし、津波が来襲した場合、徒歩避難により迅速で確実に避難が可能で、できるだけ浸水の危険性が低い高台に津波避難場所として整備するもの。

津波避難の原則は、浸水リスクの少ない高台や海岸から遠く離れた場所、を目指すことを基本とする。

今回整備する高台の津波避難場所は、既設の公園等や避難路を安全確保など最低限の整備として、津波避難場所を確保しようとするもの。

## 3 整備における基本方針

地域住民の方々が、避難する際に素早く逃げ込める身近な場所であることを前提とした場所に整備することとする。

### (1) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定の設定に基づき範囲を定めます。（宮城県が設定する「津波浸水想定」が未設定の段階では、東日本大震災の浸水域に基づき定める。）

### (2) 避難可能エリア

避難対象地域のうち、各高台の避難場所の避難目標地点（避難必要のない安全な地域）を起点として原則、半径500mを避難可能エリアとする。

※「津波避難のための施設整備指針（H24.3 宮城県）」での徒歩での避難可能距離として、限界距離を500mとしている。

### (3) 避難想定人数と面積

避難可能エリアの人口の算出に当たっては、東日本大震災前のエリアの人口を利用することとする。また、算出した人数の方すべてが避難場所へ避難するとは考えないが、最大値として捉え、避難場所の広さを検討する。その際、 $\text{m}^2$ 当たり1名として算出することとする。

※「市町村における津波避難計画策定指針(H13 消防庁)」での避難場所面積として、  
m<sup>2</sup>当たり1名としている。

(4) 避難場所整備

ア 避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては、さらなる避難が可能となるような場所に整備する。

イ 場所により、切土や盛土、整地を行い、安全なスペースを確保する。

(5) 避難路整備

避難者が安全に歩行できるよう、地形等を勘案し、手摺や階段の設置を行う。

(6) 安全の確保

夜間でも安全に避難できるように、街路灯や転落防止柵などの設置を行う。

※情報機器、非常食糧、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先する場所であることから、整備できない場合もあり得る。

## 4 整備の進め方

本決定による整備は、高台への津波避難場所整備周辺の住民説明等を行い、地域住民の意見を聞きながら行うものとする。

## 5 整備計指針の見直し

近隣の区画整理や新たな避難路の整備等により、津波避難場所の整備箇所等の変更若しくは追加が必要な場合には、その都度整備指針を見直すこととする。

## 6 担当

総務部防災対策課